

■議案第19号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

【要旨】

行政不服審査法（平成26年法律第68号）が平成28年4月1日に施行されることに伴い、関連する条例の整備が必要となったため、一括して改正を行う。

行政不服審査法は、旧法における不服申立制度の簡易迅速性をいかしつつ、より公正な審理手続により国民の権利利益の救済を図る内容となっており、具体的には、現在の不服に対する「審査請求」・「異議の申立て」が「審査請求」に一本化され、併せて、請求期日が「60日以内」から「3か月以内」に延長されるなど、となっています。また、全部改正されたことにより、今まであった規定についても、規定される条の変更が生じていますので、本町の条例で現在の行政不服審査法を引用している規定の改正が必要となったことによるものです。

【改正の内容】

四万十町情報公開条例の一部改正：審査請求について、行政不服審査法第9条第1項の規定（審理員による審理手続）を適用せず、調査審議は、既存の情報公開審査会が行うこととし、併せてそのために必要な規定を整備する。その他必要な改正等を行う。

四万十町個人情報保護条例の一部改正：審査請求について、行政不服審査法第9条第1項の規定（審理員による審理手続）を適用せず、調査審議は、既存の個人情報保護審査会が行うこととし、併せてそのために必要な規定を整備する。その他必要な改正等を行う。

四万十町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例：「不服申立て」を「審査請求」に改める。その他必要な改正等を行う。

四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正：法律番号の変更、条ずれに伴う改正を行う。

四万十町固定資産評価審査委員会条例の一部改正：行政不服審査法第13条第1項を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改める。（法に規定されていたものが法施行令に移動しています。）その他必要な改正等を行う。

四万十町手数料条例の一部改正：行政不服審査法に基づく、行政不服審査法第38条に基づき審理員が行う提出書類等の写し等の交付及び行政不服審査法第81条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付手数料の額を定める。行政不服審査法を準用する場合も対象とする規定を設ける。その他必要な改正等を行う。

四万十町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正：「異議の申立て」を「審査請求」に改める。その他必要な改正等を行う。

【新旧対照表】 別紙

【根拠法令】

行政不服審査法（抜粋）

（審理員）

第9条 第4条又は他の法律若しくは条例の規定により審査請求がされた行政庁（第14条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）は、審査庁に所属する職員（第17条に規定する名簿を作成した場合にあっては、当該名簿に記載されている者）のうちから第三節に規定する審理手続（この節に規定する手続を含む。）を行う者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる機関が審査庁である場合若しくは条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合又は第24条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

（1）内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項又は国家行政組織法第3条第2項に規定する委員会

（2）内閣府設置法第37条若しくは第54条又は国家行政組織法第8条に規定する機関

（3）地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員又は同条第3項に規定する機関

2～4（略）

（参加人）

第13条 利害関係人（審査請求人以外の者であって審査請求に係る処分又は不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）は、審理員の許可を得て、当該審査請求に参加することができる。

2 審理員は、必要があると認める場合には、利害関係人に対し、当該審査請求に参加することを求めることができる。

3 審査請求への参加は、代理人によってすることができる。

4 前項の代理人は、各自、第1項又は第2項の規定により当該審査請求に参加する者（以下「参加人」という。）のために、当該審査請求への参加に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求への参加の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

（審査請求期間）

第18条 処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求に

についての決定があったことを知った日の翌日から起算して一月)を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

2～3 (略)

(弁明書の提出)

第 29 条 審理員は、審査庁から指名されたときは、直ちに、審査請求書又は審査請求録取書の写しを処分庁等に送付しなければならない。ただし、処分庁等が審査庁である場合には、この限りでない。

2 審理員は、相当の期間を定めて、処分庁等に対し、弁明書の提出を求めるものとする。

3 処分庁等は、前項の弁明書に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

(1) 処分についての審査請求に対する弁明書 処分の内容及び理由

(2) 不作為についての審査請求に対する弁明書 処分をしていない理由並びに予定される処分の時期、内容及び理由

4 処分庁が次に掲げる書面を保有する場合には、前項第一号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。

(1) 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二十四条第一項の調書及び同条第三項の報告書

(2) 行政手続法第二十九条第一項に規定する弁明書

5 審理員は、処分庁等から弁明書の提出があったときは、これを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。

(審査請求人等による提出書類等の閲覧等)

第 38 条 審査請求人又は参加人は、第 41 条第 1 項又は第 2 項の規定により審理手続が終結するまでの間、審理員に対し、提出書類等（第 29 条第 4 項各号に掲げる書面又は第 32 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 33 条の規定により提出された書類その他の物件をいう。次項において同じ。）の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、記録された事項を審査庁が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該書面若しくは当該書類の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審理員は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る提出書類等の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審理員が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 3 審理員は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
- 4 第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。
- 5 審理員は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。
- 6 地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区並びに地方公共団体の組合に限る。以下同じ。）に所属する行政庁が審査庁である場合における前2項の規定の適用については、これらの規定中「政令」とあるのは、「条例」とし、国又は地方公共団体に所属しない行政庁が審査庁である場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「政令で」とあるのは、「審査庁が」とする。

第2節 地方公共団体に置かれる機関

第81条 地方公共団体に、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置く。

- 2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体は、当該地方公共団体における不服申立ての状況等に鑑み同項の機関を置くことが不適當又は困難であるときは、条例で定めるところにより、事件ごとに、執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置くことができる。
- 3 前節第2款の規定は、前2項の機関について準用する。この場合において、第78条第4項及び第5項中「政令」とあるのは、「条例」と読み替えるものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、第1項又は第2項の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該機関を置く地方公共団体の条例（地方自治法第252条の7第1項の規定により共同設置する機関にあっては、同項の規約）で定める。

行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）（抜粋）

（代表者等の資格の証明等）

- 第3条 審査請求人の代表者若しくは管理人、総代又は代理人の資格は、次条第3項の規定の適用がある場合のほか、書面で証明しなければならない。法第12条第2項ただし書に規定する特別の委任についても、同様とする。
- 2 審査請求人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を審査庁（審理員が指名されている場合において、審理手続が終結するまでの間は、審理員）に届け出なければならない。
 - 3 前2項の規定は、参加人の代表者若しくは管理人又は代理人の資格について準用する。この場合において、第1項中「次条第3項の規定の適用がある場合のほか、書面」とあるのは「書面」と、「第12条第2項ただし書」とあるのは「第

13 条第 4 項ただし書」と、前項中「審査請求人」とあるのは「参加人」と、「総代又は」とあるのは「又は」と読み替えるものとする。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）

（抜粋）

（電子情報処理組織による申請等）

第 3 条 行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する法令の規定を適用する。

3 第 1 項の規定により行われた申請等は、同項の行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。

4 第 1 項の場合において、行政機関等は、当該申請等に関する他の法令の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。